

丹波市から転出される方へ

☆ 転入届は、新しい住所に移られた日から14日以内に転入先の市区町村へ届け出てください。

※なお、正当な理由なく14日以内に届出しないときは、住民基本台帳法第52条第2項の規定により、5万円以下の過料に処せられる場合があります。

転入手続きに必要なもの

- 転出証明書（紛失した場合は、当市で再交付の手続きをしてください。）

※マイナンバーカード（個人番号カード）を利用して転出された方へ

転入の手続きの際は必ず「マイナンバーカード」、「数字4ケタの暗証番号（住民基本台帳用）」が必要です。

また、マイナンバーカードを所持し、署名用電子証明書暗証番号（英数字6文字以上）を設定された方は、署名用電子証明書暗証番号も必要です。カードが見当たらない場合は当市へ、暗証番号を忘れてしまった場合は転入先の市区町村へご相談ください。

- 届出人の印鑑
- 本人確認できる書類（運転免許証、パスポート等）
- 在留カード、特別永住者証明証（外国人の方のみ）
- 年金手帳又は基礎年金番号通知書（国民年金加入者のみ）
- 所得課税証明書（転入先の市区町村において、福祉医療等の申請に必要な場合があります。）
- 後期高齢者医療負担区分等証明書（県外へ転出される方で後期高齢者医療資格確認書をお持ちの方は、あらかじめ当市で交付を受けてください。）
- 介護保険受給資格証明書（要介護認定を受けられている方は、あらかじめ当市で交付を受けてください。）

☆ 転出の前日までに住民票が必要になった場合は、転出証明書（マイナンバーカードを利用して転出の届出をされた方はカード）をご持参ください。また、印鑑証明書が必要になった場合は、裏面（印鑑登録）をご参照ください。

☆ 転出を取り止める場合は、次の書類を持参し、転出取消の届出をしてください。

- ① 転出証明書（マイナンバーカード） ② 本人確認書類（運転免許証等） ③ 丹波市から交付したその他書類等

☆ 転出証明書を紛失した場合は、次の書類を持参し、又は郵送で再交付の手続きをしてください。

- ① 本人確認書類（運転免許証等） ② 手数料300円

☆ 転入先の住所が変更になった場合は、転入先の市区町村で変更後の住所を届出してください。

☆ 海外転出の届出をされた方が、帰国後転入の届出をされる場合は、次の書類を持参し転入先の市区町村で転入手続きをしてください。

- ① パスポート ② 戸籍謄・抄本 ③ 戸籍の附票 ④ マイナンバーカード

【 転出に伴う各種手続きについては、裏面をご覧ください 】

転出に関する主な手続き

項 目	丹波市での手続き	問い合わせ先	新住所地での手続き
印鑑登録	印鑑証明書は転出予定日の前日まで発行できます。必要な場合は印鑑登録証と転出証明書（マイナンバーカードを利用して転出の届出をされた方はカード）をご持参ください。印鑑登録証（カード）が不要な方は、届出の際に返却してください。	市民安全課 戸籍係	必要な方は、新たに登録の申請をしてください。
マイナンバーカード	継続利用される方はカードを利用した転出の届出をしておくことで、転出証明書の交付を受けることなく、転入先の市区町村でカードを利用した転入の届出をすることができます。カードの返却を希望される方は窓口で返却手続きをしてください。		新しい住所に移ってから 14 日以内（転出予定日より 30 日以内であること）にカードを持参のうえ、転入届をしてください。詳しくは転入先の市区町村にお問い合わせください。
防災無線	防災無線の戸別受信機を返還ください。	市民安全課 防災係	
国民健康保険	資格確認書を返還ください。	健康課 国保年金係	転入時に加入手続きをしてください。
国民年金	【他の市区町村へ転出】 丹波市での手続きはいりません。 【海外へ転出】 資格喪失の手続きをしてください。		住所変更届は原則不要です。
年金受給者	丹波市での手続きはいりません。		
後期高齢者医療	資格確認書を返還ください。	健康課 医療福祉係	転入時に加入手続きをしてください。
福祉医療 (移乳・母乳・母乳・母乳)	医療受給者証を返還ください。		マイナ保険証や所得課税証明書が必要な場合があります。手続きについては担当窓口でお尋ねください。
介護保険	被保険者証を返還ください。	各支所 支所係	手続きについては担当窓口でお尋ねください。
児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当	転出手続きをしてください。手当証書をお持ちの方は返還が必要な場合があります。		
水道・井戸水 を使用している方	休止又は変更の手続きをしてください。印鑑が必要です。		
転校の手続き	現在の学校で、在学証明書・教科用図書給与証明書の交付を受けてください。	各小・中学校	転校手続きをしてください。
原動機付自転車	廃車手続きをしてください。ナンバープレートが必要です。	税務課 市民税係	登録申請をしてください。
犬を飼われている方	転出の申し出をしてください。	環境課 環境係	転入手続きをしてください。